

○東御市健康づくり推進協議会条例

平成16年4月1日

条例第97号

(設置)

第1条 市民の健康づくりに関する重要事項を調査審議するとともに、総合的健康づくり施策を積極的に推進するため、東御市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査し、及び審議する。

- (1) 市民の健康増進に関する事項
- (2) 市民の健康保持に関する事項
- (3) 前2号のほか、市民の健康づくりに関する事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、市民の健康づくりに関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。